【別表】

審査項目	配点	評価基準・判断基準
1　事業に対する理解		小計　　10
①事業に対する理解	10	・本事業の趣旨や目的を十分理解しているか。
2　業務遂行能力		小計　　35
①業務実施体制	10	・業務を実施する上で、十分な体制が整っているか。
②企画能力	10	・交流会を企画する十分な能力があるか。
③外国人介護人材に関する知見	10	・外国人介護人材の育成等について、十分な知見を有しているか。
④業務実績	5	・過去に同種の業務内容の受託実績があり、一定の成果を上げているか。
3　経費の妥当性		小計　　10
①経費の積算	5	・経費の積算は、必要な費用が全て盛り込まれているか。
②見積金額	5	・見積金額は、予算の範囲内で経済的かつ妥当な金額か。
4　提案内容の具体性・有効性		小計　　35
①交流会（Ⅰ部）の内容	10	・対象となる外国人介護人材の育成や県内への定着につながる内容となっているか。
②交流会（Ⅱ部）の内容	15	・参加者が相互に交流できる内容となっているか。
③スケジュール	5	・スケジュールは具体的かつ無理のないものとなっているか。
④独自提案等	5	・提案内容には、提案者の独自性が盛り込まれているか。 ・その他、特別考慮できるような加点要素があるか。
5　その他		小計　　10
賃金水準の向上	5	・下記、配点表１を参照
女性の活躍推進	5	・下記、配点表２を参照
合　　計	100	

配点表１（賃金水準の向上）

大区分	小区分	配点	
役員及び従業員の給与等受給者一人当たりの平均給与額又は役員を除く従業員の給与等受給者一人当たりの平均給与額の対前年増加率※１	1.50%以上	3	最大5
	2.00%以上	4	
	3.00%以上	5	
「パートナーシップ構築宣言」の作成・公表		0.5	

配点表２（女性の活躍推進）

設定区分例			配点	
大区分	小区分			
一般事業主行動計画の策定・届出	従業員数１００人以下の企業	女活法　※３	各0.25	最大0.5
		次世代法　※３		
えるぼしチャレンジ企業認定※２			1	最大3
法令に基づく認定	女活法　※３	えるぼし	1.5	
		プラチナえるぼし	2	
	次世代法　※３	くるみん	1.5	
		プラチナくるみん	2	
	若者雇用促進法　※３	ユースエール	0.5	
秋田県知事表彰の受賞	女性活躍・両立支援企業表彰		各0.5	最大1
	女性の活躍推進企業表彰			
	子ども・子育て支援知事表彰			
	男女共同参画社会づくり表彰			
合計				5

注１　複数の小区分に該当する場合は、最も配点が高い区分により配点を行うものとする。

注２　一つの評価項目のうち、複数の大区分に該当する場合は、その合計点（各評価項目5点、合計10 点）により配点を行うものとする。

※１　所得税法第226条第１項の規定に基づく「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」又は税理士又は公認会計士等の第三者による「賃上げ実績を確認できる書類（任意様式）」により比較する。

※２　「えるぼしチャレンジ企業認定」は、県が認定する制度で、主な要件は、えるぼし認定基準に掲げる「女性の採用」や「女性の管理職比率」等の数値目標を１つ以上達成し、えるぼしの取得を目指した実施計画を有する中小企業を対象としている。なお、「法令に基づく認定（女活法）」に該当する場合は、「えるぼしチャレンジ企業認定」の配点は行わないものとする。

※３　女活法：女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）
次世代法：次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）
若者雇用促進法：青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）